

【予稿集】

インターネット・スマートフォンの規制についての保護者の質的調査 ー香川県ネット・依存症対策条例を事例として

中俣保志*
*香川短期大学
*apoly@kjc.ac.jp

現在香川県では、未成年のインターネット及びゲーム利用時間に関して、「目安」として事実上のメディア規制を敷いている。このような規範意識がなぜ成立するのか、本調査では、香川県内の保護者でかつPTAの役員をしているものに面接調査を行い、構造化を試みた。

Qualitative Survey of Parental Interviews on Internet Smartphone Regulation An example is the Kagawa Prefecture Ordinance on Measures against Net Addiction.

Hoshi NAKAMATA*
*Kagawa Junior College

1. はじめに

本研究は「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（仮称）（素案）」を事例として、その条例制定に関して、県民、特に児童・生徒の保護者層における「スマートフォンやゲームに対しての不信感」の存在が、条例制定に及ぼした影響を実証化し、構造化することで、条例成立の要因を、住民の価値・コンフリクトの記述の位相として、地方の立法過程を理解する点にある。また、関係する保護者層・PTAについて、保守、香川県の独自性、学校教育について、という条例の立法事実を形成しうる諸課題について、当該地域である香川県の現在の教育や情報化社会についての思想など、住民の価値の記述により諸価値を構造化し示す点にある。

今後の地域の情報教育における教育政策上の研究において、各地域の事情を記述する地域研究と、家庭教育、学校教育、更には地域の教育政策の条例成立過程までの総合的把握を意図している。

2. 本研究の学術的背景について

香川県では、県議会議員による議員立法により議案「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（仮称）（素案）」が作成され、県議会内の専門委員会の審議およびパブリックコメントの公募を経て、3月議会で一部修正された議案が可決され、令和2年4月より「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（以下「規制条例」と略記）」が施行した。[1]これにより香川県では、児童・生徒のインターネットやゲームに使用を家庭と学校教育や県などが抑制する目的の条例が制定されたといえよう。では、この条例の立法事実があるのか、その事実があるとすればこの条例が有効であるのか、またなぜコロナ禍の現在において条例成立なのか、そうした点の検証が同時に専門家によって制定前後から行われているのも「規制条例」の特徴である。制作過程でのパブリックコメントにおいて、通常の自治体条例における前例と異なり4桁コメントが寄せられ、「賛成」を掲げた提出物に内容を複製したものであると思われる提出物が多数散見されたことも指摘された。[2]

一方で、コロナ禍の学校教育においては、遠隔授業教材の増加や情報教育の分野ではゲーミングの手法を通じた教材の開発など、ゲーム・インタ

インターネットの利活用も近年増加している。昨年12月「令和元年度補正予算案」が閣議決定され、「GIGAスクール構想」の予算が盛り込まれた。[3]同構想は、「society 5.0」の到来を見越し、「社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のもの」となっている状況に、学校が対応しきれず「時代に取り残され、世界からも遅れたまま」の状態から脱却することが目指されている。

本研究では、これら、児童・生徒の生活や学習環境におけるインターネット及びゲーム（以下機器を含む）の浸透及び利活用に対する、国家レベルの教育策と自治体レベルにおける社会的コンフリクト、香川県議会の中におけるコンフリクト、報動における香川県内のコンフリクト、世代間、情報教育をめぐるPTAや保護者層のコンフリクト等、この条例成立をめぐる社会的諸コンフリクトとして把握する。そのうえで、ではなぜ、香川県では、このような条例を策定されるに至ったのか、その点を明らかにすることを目的としている（新聞各社の世論調査では、社ごとの調査結果が異なり必ずしもその点が明示されていない）。

特に、「規制条例」を発議した県議会議員（議長であり条例制定に至る議会内専門委員会委員長）は、初当選来常に1位か上位で当選し五期以上の中堅以上の議員である。またゲーム依存症やインターネットの弊害、その対策の必要性についての質疑を10年以上にわたり公言しており、自身の政策提案に対して一貫した立場を示している。

これらのことから、本研究では、国策の意向がある一方で、地方において、児童・生徒の生活や学習環境におけるインターネットの浸透及び利活用に対する懸念が、政策提案に結び付く「民意」として存在することを調査、検討するものである。特に、「規制条例」を支持する層や、児童・生徒の保護者層、学校教育関係者において、児童・生徒の生活や学習環境におけるインターネットの浸透及び利活用に対する懸念はどのように表象されたのか。また「規制条例」は、保護者たちにどのように受容されたか。

また日本では「子育て・しつけ」といった家庭

教育への期待が背景にあり、日本の家庭教育と学校教育独自の関係性の課題が内包されている可能性がある。翻って、日本の地域社会を考える際にも、核家族化や人口低減化がなされ、もともと民間サービスによる教育の担い手の市場化という選択肢が少ない地方では、家庭教育に期待されていた側面が、「規制条例」制定という形で規範化されて条例化した可能性も検討する必要があるのではないか。現在のところ、本研究が取り上げる視点で、条例に対しての評価を調査した事例はなく、報道等でも賛成・反対という世論調査が存在するだけである。本研究では、「規制条例」が保護者にも支持の可能性はあるかどうか、また香川県の住民の民意から離れたものなのかという点を、質的調査により明確にしていく。

現在、「規制条例」が示す、「インターネット依存（症）」への対策や児童・生徒の学習への悪影響については科学的根拠がない点が指摘され、スマホやゲーム依存は時間制限を行っても予防できない点が明示されている。[4]しかしながら、実効性のない規範が条例として立法化されているのか、こうした点を明確にすることが本研究の目的である。「規制条例」も、科学的根拠のもと政策が検討され施行されたとは言えない。なぜ、スマホやゲームに対しての不信感があるのか。またその不信感は、具体的に子どもがゲームにより困ったという実体験を伴ったものなのか、特に保護者の不信感はどの程度明示化できるのか。またスマホやゲームに対しての保護者の認識の根拠や課題は何なのか。あるいは、保護者と児童・生徒との世代間のICTツールに対する認識の違いなのか、そうした点を本研究では明らかにしていく。

本研究は、地方における今後の学校教育も含めた児童・生徒の生活に対して「スマホやゲームに対しての不信感」の存在という作業仮説の可能性を検討し、インターネットの浸透及び利活用に対して地域社会の課題を明確にするものである。

3. 本研究の調査対象者

本研究におけるインタビュー調査は、2020年1月から3月にかけて行った。県PTA連絡協議会（以下「県P連」と略）に所属する、役員13名全員を対象としうち10名からインタビュー調査を行った。これらインタビューを行った「県P連」役員は、県内各市町の小・中学校のPTA役員代表としての側面があり、活動歴が5年から10年とPTA活動を積極的に行ってきた保護者であり、学校組織と各保護者との間で、媒介のような形の「役割を自認しつつ活動に参画する」存在でもある。その点で、教育における要望や課題意識、学校への理解度と批判点、保護者の置かれている現状等、PTA活動を通してと思われる、明瞭な意見形成からのインタビューに対する応答が見られた。もちろん、以上の意見が保護者層のすべてを量的に代表するという評価はできないが、一定の学校制度をめぐる意思決定の中心部分に近い意見としてみ見做しうる「意識」と考える。

（以下インタビュー調査に関する詳細は学会発表時の発表資料を参照のこと。）

4. 調査結果から構成される規制条例への意識

4.1 スマートフォンへの懸念

今回インタビュー調査の結果で確認できたのが、スマホへの家庭内使用での懸念であった。その懸念の詳細として、一つは、「子どもの生活のフォローを十分に対応できていない」という懸念であった。スマホという、利用のすべての履歴を完全に把握できない端末を利用させることに対し、不安を感じている観点からのものであった。更にこの懸念には、学校でのいじめの舞台が、スマホの端末上のアプリにおいても行われている点についての懸念も含まれる。また二つ目は、自治体や学校、警察などからもたらされる情報に基づく、スマホ利用の懸念であった。インタビューでは、県内の自治体のPRする「ノー・メディアデー（実体的にはスマホやゲーム端末を用いない日を設定する）」の取り組みの重要性や、県警のサイバー犯罪

対策講習会で話された内容を参考にしてから、子どもの端末管理を重視したという意見も見られた。

いずれの場合も、自らの子育てや家庭内ルールにおいてどのような取り組みを行うのが望ましいのか、という点から意識されている点ではあるが、特に外部から得た情報によって、「子どもの生活のフォローを十分に対応できていない」という規範意識が強化された可能性もある。

4.2 規制条例の必要性和メリット

また、インタビューに、今回の規制の意義や科学的根拠などを確認してみたが、科学的根拠については明確な根拠がないという意見を持つ者、根拠は不明だが規制を作るだけでは意義を感じられないという意見を持つ者が大半を占めた。

一方で、規制条例が策定された後についての変化も質問してみたが、この点に関しては、「規制があることで家庭内の端末管理の指示がしやすくなった」と応えた者が半数ほど存在した。規制条例の根拠や意義が不明であるが一方で子育てにおける家庭内指導における利便性を感じている保護者層の意見が確認できた。

5. 考察

保護者インタビューの意見は、規制条例の根拠や意義に関しては明確に支持してはいないものの、家庭内の情報端末を管理する指示を行う視点からは利便性の点で支持をしている意見が確認できた。

また、実際に子育てにおけるスマホ懸念は、自身の子育て上の不安と、外部からの情報で喚起される情報管理の必要性から生成されたと思われる。その点からも、規制条例の利便性は、結果として規制条例を消極的に支持している保護者層の存在が確認できた。

注・文献

- [1] ”香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（香川県報に記載された本条例条文）”参照。

[2]一般社団法人情報法制研究所主催”第4回情報法制シンポジウム”テーマ5参照。

[3]文部科学省”GIGA スクール構想の実現について”参照。

[4]井出草平.”香川県ネット・ゲーム規制条例の根拠を検討する”,教育 2020年10月号,2020年,旬報社発行, p.72-79 及び“ゲーム規制条例と情報化社会・情報教育—香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を事例として—”,2020年 社会情報学会(SSI) 学会大会要旨集,2020年,参照。